

第1回愛知県原子力災害対策計画策定検討委員会次第

日時 平成24年5月14日(月)

午前11時から

場所 愛知県災害対策本部室

1 防災局長あいさつ

2 議題

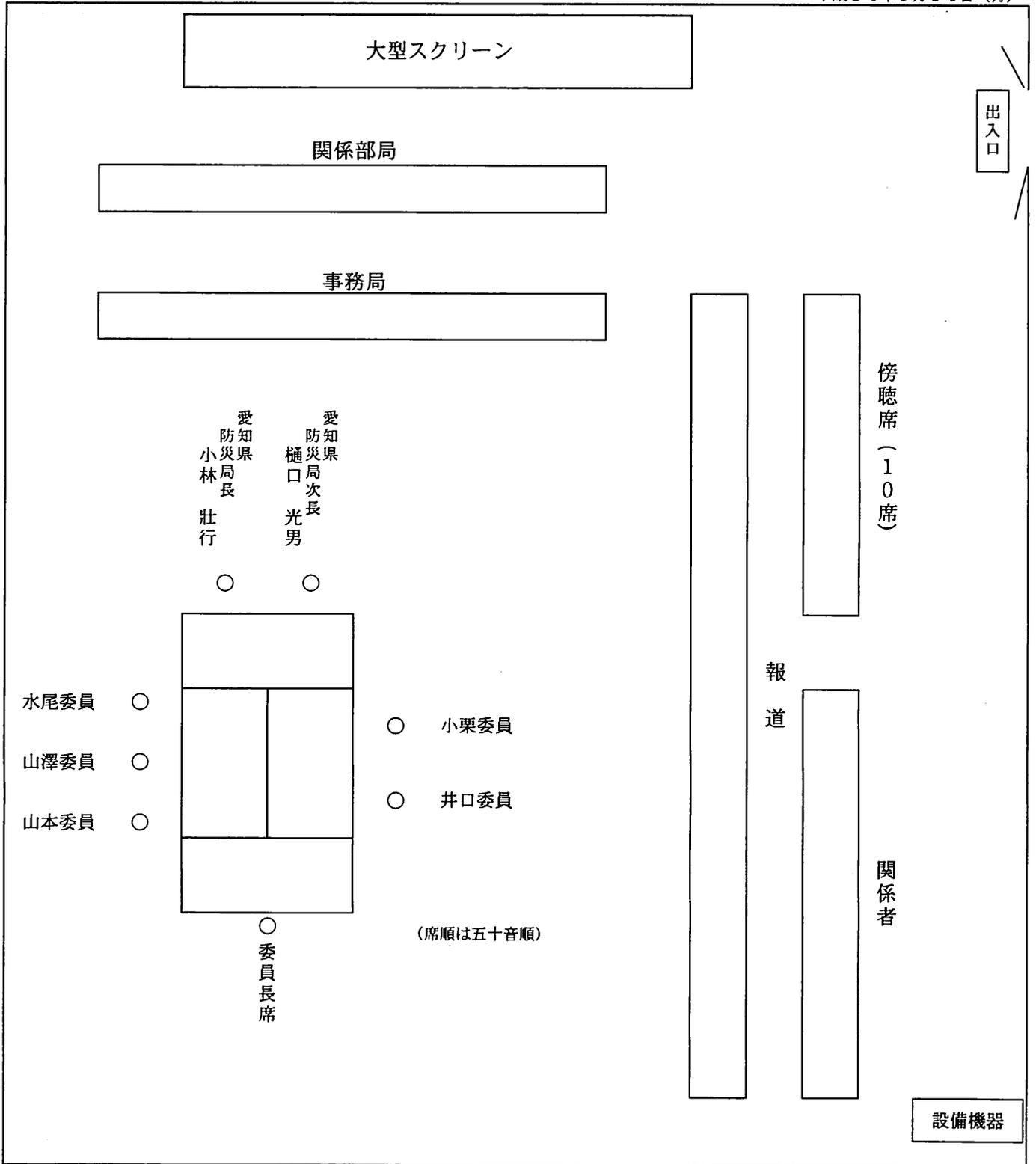
(1) 地域防災計画の構成及び基本方針等について

(2) 今後のスケジュールについて

3 その他

第1回愛知県原子力災害対策計画策定検討委員会配席図

平成24年5月14日(月)



愛知県原子力災害対策計画策定検討委員会設置要綱

(目的)

第1 原子力災害への対応に向けた地域防災計画の策定に当たり、専門的な立場から提言を受けるため、原子力防災に係る各分野の専門的知識を有する学識経験者による原子力災害対策計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 原子力災害への予防対策に関する事項
- (2) 原子力災害が発生した場合に想定される被害への応急及び復旧対策に関する事項
- (3) その他本計画策定に必要な事項

(委員)

第3 委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成25年6月30日までとする。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5 委員長は委員会を招集し、議事を主宰する。

2 委員長は必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 委員会は必要に応じて、実務者による委員会の下部組織を置くことができる。

(庶務)

第4 委員会の庶務は、愛知県防災局災害対策課において処理する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年5月2日から施行する。

愛知県原子力災害対策計画策定検討委員会 委員名簿

ふりがな 氏名	関係分野	所属等
いぐち てつお 井口 哲夫	放射線工学	名古屋大学大学院工学研究科教授
おぐり こうじ 小栗 宏次	情報システム	愛知県立大学情報科学部教授
みずお えり 水尾 衣里	都市計画 環境学	名城大学人間学部教授
やまざわ ひろみ 山澤 弘実	原子力の環境安全 大気環境	名古屋大学大学院工学研究科教授
やまもと あきお 山本 章夫	原子力工学	名古屋大学大学院工学研究科教授

愛知県地域防災計画（原子力災害対策）の構成検討資料

県名	愛知県	岐阜県	富山県	長野県
防災計画の名称	原子力災害対策編（案）	一般対策計画Ⅱ （放射性物資及び原子力災害対策）	事故災害編 （第6章原子力災害対策）	原子力災害対策編
制定・修正年度	平成25年度制定予定	平成23年11月修正	平成21年1月修正	平成24年2月制定
総則	目的	計画の目的・性質等	目的	計画作成の趣旨
	基本方針		原子力災害対策において尊重すべき指針	防災の基本方針
予防対策	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	各機関の実施責任と処理又は業務の大綱	本章の基礎とするべき災害の想定	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱
	基本方針		基本方針	災害に対する備え
	原子力事業者等との連携		原子力事業者との連携 原子力防災専門官との連携	
	情報の収集・連絡体制等の整備	原子力事業者との情報の収集・連絡体制等の整備	情報の収集・連絡体制等の整備	
	災害応急体制の整備（モニタリング等）	環境放射線モニタリングの実施	災害応急体制の整備	(1) モニタリング等
	屋内退避、避難誘導等の防護			(2) 屋内退避、避難誘導等の防護
	交通管理体制の整備		交通管理体制の整備	
	救助・救急体制等の整備		救助・救急体制等の整備	(3) 健康被害の防止
	住民等への的確な情報伝達体制		住民等への的確な情報伝達体制	
	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	(4) 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発
防災業務関係者に対する研修	防災業務関係者に対する研修	防災業務関係者に対する研修		
防災訓練の実施	防災訓練の実施	防災訓練の実施	(5) 防災訓練の実施	
応急対策	基本方針		基本方針	基本方針
	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	災害情報の収集・連絡	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	情報の収集・連絡活動
	活動体制の確立	活動体制の確立	活動体制の確立	活動体制
	モニタリング等	モニタリングの実施		モニタリング等
	屋内退避、避難誘導等の防護	避難対策の実施		屋内退避、避難誘導等の防護活動
	放射性物質による汚染の除去	放射性物質による汚染の除去	除去	
	飲料水、飲食物の摂取制限等	飲料水、飲食物の摂取制限等	制限等	飲料水、飲食物の摂取制限等
	緊急輸送（交通の確保）	交通の確保対策の実施		緊急輸送活動等
	救助・救急及び医療活動	救急・救助活動の実施		救助・救急及び医療活動
	住民等への的確な情報伝達	災害情報等の提供と相談	活動の実施	住民等への的確な情報伝達活動
社会秩序の維持対策	社会秩序の維持対策の実施			
県外からの避難者の受入れ			県外からの避難者の受入れ活動	
復旧対策	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
	放射性物質による汚染の除去等			(1) 放射性物質による汚染の除去
	風評被害等の影響の軽減	風評被害等の影響の軽減	風評被害等の影響の軽減	
その他	心身の健康相談体制の整備	心身の健康相談体制の整備	心身の健康相談体制の整備	(2) その他災害後の対応
				核燃料物資等の輸送事故対応

※参考とした県は、中部圏の内、原子力発電所を県内に持たず、原子力防災に関して本県と類似する県とした。

<参考資料>他県の目的・基本方針について

<p>岐阜県 (平成23年11月修正)</p>	<p>第2項 原子力災害予防対策 1 方針 災対法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、本県における核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による原子力災害対策及び県外における原子力事業所の原子力災害の発生に伴う対策について必要な措置を定め、安心、安全な県民生活の確保を図る。なお、岐阜県における予測される影響と基本方針は下記のとおりとする。 (1) 事業所外運搬事故災害 原子力安全委員会の定める防災指針の附属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」において、想定事象に対する評価結果として「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされており、これを基本として、国の防災基本計画(中央防災会議)に基づき、県として必要な対策を進める。 (2) 県外原子力災害 最寄りの原子力事業所から最短距離で約25kmの位置にある本県は、原子力安全委員会の定める防災指針にある「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ:Emergency Planning Zone）」の区域外であるが、本県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合にその直接的な影響が本県に及ぶことを前提とし、県として必要な対策を進める。</p>
<p>富山県 (平成21年1月修正)</p>	<p>第1目的 富山県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（Emergency Planning Zone）」（以下「EPZ」という。）にも本県の地域は含まれていない。 しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、本県の最寄りの原子力発電所で原子力緊急事態が発生した場合に備え、県民の心理的動揺や混乱をできるかぎり低くするためには、想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるよう万全の体制を整備することが重要となる。 本章では、原子力災害に関し、県が関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な措置を定め、総合的かつ計画的な業務を遂行することによって、県民の不安を解消し、安全安心な県民生活を確保することを目的とする。 なお、本章に定めるもの以外に必要な事項は、風水害編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。 また、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しても、本章に準じて措置するものとする。</p>
<p>長野県 (平成24年2月制定)</p>	<p>第1節 計画作成の趣旨 1 計画の目的 この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、市町村、防災関係機関、原子力事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。 3 計画の性格 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。 4 計画の推進及び修正 この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。 第2節 防災の基本方針 近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、市町村、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。</p>

愛知県原子力災害対策計画策定検討委員会の 今後のスケジュールについて

1 第1回検討委員会

開催時期：平成24年5月14日（月）午前11時から

検討内容：地域防災計画の構成及び基本方針等の検討及び今後の
スケジュールについて

2 第2回検討委員会

開催時期：平成24年8月10日（金）午後3時から

検討内容：地域防災計画の素案の提示及び素案に対する肉付け

3 第3回検討委員会

開催時期：平成24年10月下旬

検討内容：地域防災計画の修正案の提示及び更に修正を加える

市町村等への意見照会

4 第4回検討委員会

開催時期：平成25年2月中旬

検討内容：地域防災計画の最終案の提示及び最終確認

5 県防災会議

開催時期：平成25年6月頃

内 容：県防災会議に計画案を提案・審議